

平成19年度 第4回御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会

日時 : 平成20年3月3日(月)午後1時30分~午後3時30分

場所 : 市役所西館2階会議室

出席委員 : 前田慶子・神保久美子・勝亦祐貴・志水香苗・渡邊恵子・芹澤敏弘・
本多 淳・渡辺好美・沓間 捷・菅沼健晃・牛山久仁彦・上道久仁子・
山本育実・山崎和夫・沓間信幸・杉山賢吾

事務局 : 鈴木課長・内田参事・勝又主幹

1 会長あいさつ

平成19年度コミュニティ活動賞に、御殿場市の「あまだ里山の会」が優秀賞に選ばれた。地域の協働事業としてモデルになってもらいたい。

2月22日の「NPOと行政の対話フォーラム08」に参加した。事例発表等を聞いたが、御殿場市の取り組みは、比較的進んでいるのではないかと感じた。

本日の議題は、平成20年度御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金募集についてと市民活動支援センターである。市民交流センターも外観が見えるようになってきた。市民活動の拠点として活用するため、活発な意見をお願いしたい。



牛山明治大学教授挨拶

市民協働の考え方は、分権時代に求められるものではあるが、行政の責任転嫁や放棄ではない。住民がどんな風に行行政とかかわり、まちをどうするか考えていくことである。

各地で協働の話をする中で、御殿場市の取り組みを事例として紹介している。よりよい自治体づくりに協力していきたい。

2 協議事項(進行:会長)

(1)平成20年度御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金事業募集提案・審査について

平成20年度御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金募集審査について、募集資料(案)及び市民協働型まちづくり事業の手引きにより説明。

説明要旨

補助金の目的:御殿場市市民協働型まちづくり推進指針にもとづいて、公共的な課題に取り組む団体を支援する。

募集团体数等

- ・はじめの一步事業（5万円コース）：4団体程度
- ・市民提案事業 ステップアップ（10万円コース）：9団体程度
市民提案（30万円コース）：2団体程度

募集説明会：平成20年4月27日（日）午前10時～ 萩原公民館

募集期間：平成20年4月28日（月）～5月30日（金）

6月中旬審査

審査員：御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会委員

審査の基準については、手引きにあるとおり、市民協働型まちづくり推進指針に沿ったもので審査する。

委員A：昨年度の応募が少なかった中で、市役所の各課にもこの事業に応募してもらえるような取り組みをしてほしいという意見があった。この一年で市役所内部では何か変化があったか。

事務局：H19年度事業の振り返り会議の中で、事業に参加した職員には協働事業に関して理解が深まったのではないかと考えている。

NPO入門講座では、補助金募集資料を先行して配布しPRをしている。

委員B：NPO入門講座とはどんなものか。

事務局：市民活動支援の一環として、NPOとはどんなものかを市民に知っていただくための講座を開催した。NPO法人に興味のある方・すでに市民活動を行っている方などが参加した。2回開催し、各回20名程度の参加があった。

2月19日には、市民・職員が参加して市民協働講演会も開催した。

会長：職員の意識が低いことが課題だったので、今回の市民協働講演会は、市民協働型まちづくりを理解する上で、大変いい内容だった。

委員A：昨年度採用されなかった団体は、平成20年度に応募していただけるような動きがあるか。

委員B：どんな風に提案したら採用されるのか事務局のフォローが必要。

事務局：不採用の通知後、団体の事務局長と不採用の理由について説明する機会もあった。その後、どこが悪かったか・どのように提案したらよいかということ話す機会があった。

会長：富士賛会議は、市民活動見本市にも積極的に参加している。熱意のある団体である。事務局でしっかりフォローしてくれている。

委員B：また、落選した団体に対しての課題として、協議会としてもフォローアップしていく必要がある。

委員C：御殿場市内の14NPO法人に対して事業提案をするように働きかけたらどうか。

事務局：NPO法人連絡会に参加している法人に対して働きかけをしていく。

委員D：事業の開始時期はいつ頃になるか。

事務局：審査会以後のなるべく早い時期に決定通知を出すことにしている。決定通知の日付以後に事業開始して、年度内に事業完了としていただきたい。

委員A：NPOと市民協働はセットになっている印象を受けているが、NPO法人化

を進めるのか。

委員E：地域のために自分たちのやりたい活動をしている団体が多い。NPO法人として、形を作ると参加者が減ってしまう恐れがある。自由参加の方がいい団体もある。

事務局：静岡県はNPO法人の設立を推進しているが、市民活動団体には、法人化したほうがよい場合と法人化しないほうがよい場合がある。事務局に相談がある場合も、無理に法人化を勧めることはしない。

委員B：NPOというのはもっと広義のものだった。NPO法ができたことにより法人格を持つものに幅が狭まってしまった。議論をする時には注意が必要。法人格がなくてもいい活動はできる。法人格を持ち企業と競争するような団体があってもいいが、市民レベルでの協働では、法人格の有無はあまり重要ではない。

委員F：御殿場には自治会などの既存の団体もある。自治会も加入率の低下などで大変な状況にある。既存の団体もリニューアルしていく必要がある。また、指針の策定時に市民活動団体とはなにかという検討を行ったので、協議会も基本的なスタンスをそこにあわせていく。

委員B：協働の理解度が審査項目にあるので、募集にあたり応募者・審査委員が市民協働に関する認識を統一するため、指針を解説する資料を準備してもらいたい。

事務局：市民協働の説明用パンフレットを作成している。4月の募集説明会には間に合う予定である。

委員F：協議会委員も御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金交付団体募集についてPRをお願いしたい。



(2)市民交流センター「(仮称)市民活動支援センター」の運営について

事務局から資料により説明

説明要旨

- ・市民交流センター全体については、指定管理者制度により管理する。
- ・市民交流センター内の市民活動室に配置する市民活動コーディネーターは、「(仮)御殿場市市民活動支援センター」業務として、地域振興課の委託業務とする。
- ・協議会委員が実施した視察等から得た意見については、業務委託仕様書に取り入れるとともに指定管理に関わる部分については、指定管理者に要望していく。

委員B：御殿場市における市民協働のあり方・NPO支援のあり方を理解していただいているのか。御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会と市民活動支援センターとの連携についてはどのように考えているか。

事務局：御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会に出席してもらうまたは、御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会が支援センターに出て行く等のかかわりをもちたいと考えている。

委員 B：受託者に任せきりではいけないので御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会との関係性をもち、市民の側がイニシアチブをとってやっていく必要がある。

委員 C：市民活動支援センター業務については、地域振興課から直接委託になるか。市の意向を反映するためには重要なことではないか。

事務局：市民活動支援センター業務については、委託の形態について様々な議論があった。市の意向を反映するために地域振興課からの直接委託になった。

委員 G：予約があれば、市民交流センター開館時間中はいつでも対応するようにも受け取れるが、ずっと配置するようになってしまわないか。

事務局：仕様書のなかでは、指定の時間以外に相談の予約により出勤した場合には、他の配置時間に振り替えて休んでもらうことにしている。オープン当初は、どの程度の需要があるか予測しきれないため、月曜日を除く午前・午後と週に2回の夜間配置で様子を見たい。

(3)平成19年度市民協働型まちづくり事業補助金事業評価について

事務局から資料により説明

説明要旨

- ・本年度市民協働型まちづくり事業に取り組んだ団体のうち、事業を終了した3団体から事業評価シートの提出があった。
- ・このうち、御殿場地域読み聞かせボランティアの会は、市民協働型まちづくり事業として採用されたが、図書館で同様の事業を実施する予定があり予算もあったため、補助金は交付せず、図書館の事業に団体が協働する形で実施した。
- ・委員は、評価シートを確認していただき、4月27日の事業実施報告会の参考にさせていただきたい。

(4)その他

- ・市民交流センターの愛称を募集する。広報ごてんば4月5日号に募集要領が掲載されるので、協議会委員も応募してもらいたい。

事務局：では、これにて閉会する。